

第 2 2 回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和4年3月28日（月） 午後3時58分
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和4年3月28日(月) 午後3時58分
2. 閉会時間 令和4年3月28日(月) 午後4時55分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室

4. 出席委員者の数 15名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	(会長) 北浦 守金	2	坂本 文子	3	鳥田 誠吾
4	佐藤 幸平	5	西森 博昭	6	片山 定幸
7	大川 徳昭	8	宮崎 光男	9	大町 信広
10	吉田 徳成	11	吉田 政信	12	平野 晋
13	吉田 昭浩	14	吉田 幸春	15	永田 充
16	片山 久和	17	廣瀬 光徳	18	森 誠
19	村里 枝美子				

5. 欠席委員者の数 4名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
5	西森 博昭	8	宮崎 光男	16	片山 久和	17	廣瀬 光徳

6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 13名

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
安中	大場 文彦	安中	北尾 健一郎	中央	馬場 喜一
三会	榑 廣	三会	田上 富康	三会	林田 了星
三之沢	水本 正一郎	東空閑	本多 正典	高野	吉田 和久
池田	松本 良二	久原	本田 敏博	釘崎	太田 武春
戸田	林田 靖仁				

7. 報告事項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
- 報告第2号 使用貸借解約通知書について
- 報告第3号 農業用施設届について
- 報告第4号 「島原市農地改良等の取扱いに関する要綱」の制定について

8. 議案

- 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について

第2号議案	農地法第4条第1項の規定による許可処分の取消願について
第3号議案	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第4号議案	農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
第5号議案	農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願について
第6号議案	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第7号議案	非農地証明願について
第8号議案	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について
第9号議案	農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について

午後3時58分開会

議長

皆さん、こんにちは。

ただ今より、第22回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、5番 西森 博昭 委員、8番 宮崎 光男 委員、16番 片山 久和 委員、17番 廣瀬 光徳 委員は所要のため、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会 会議規則 第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、18番 森 誠 委員、2番 坂本 文子 委員を指名します。

議長

はじめに、事務局から報告があります。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページから2ページに記載のとおりで、6件 15筆 15,551平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集3ページに記載のとおりで、1件 1筆 1,074平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、農業用施設届について報告します。

議案集4ページに記載のとおりで、1件 1筆 28平方メートルの届けがありました。

次に、報告第4号、「島原市農地改良等の取扱いに関する要綱」の制定について報告します。

2月総会で報告いたしましたが、……委員からのご意見を踏まえて、見直して報告いたします。

議案集4ページ、説明は、別添① 1ページをご覧ください。

- 1 目的は、ご覧のとおりです。
- 2 内容は、改良基準として要綱第3条から主なものを記載しております。
 - ①施工面積（盛土・切土の合計面積）は3,000㎡未満
 - ②盛土の高さ2m以内かつ切土の高さ2m以内（0.5m以内は届出不要）
 - ③産業廃棄物等を投棄しない
 - ④隣接地等に被害を与えない
 - ⑤工事期間は6か月以内とし、1年以内に作付けを行うなどとしております。

次に、手続きは、

- ① 農地改良届出書の提出（着工予定の1か月前までに）
- ② 現地調査（事務局、農業委員又は推進委員で実施）
- ③ 受理済書の発行

④ 改良工事の実施

⑤ 工事完了後、速やかに報告書を提出。

次に、施行日は令和4年4月1日としております。

また、トラブルがないような対策を施すため、7ページ、「誓約書」に1項目を追加しております。

下線部分の「3 隣地関係者へ説明し、同意を得るよう努めます。」と隣接者に説明することを求めています。また、4ページ、要綱第6条と合わせて、改良工事について、農業委員会が監視、指導することで隣接地へ影響がないように対応してまいります。

なお、その他の届出等の様式は、5ページから10ページに添付しておりますので説明を省略いたします。以上で報告を終わります。

議長

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

議長

…… 委員

(…… 委員)

施行面積が3,000㎡以上の場合はどうするのか。

議長

事務局

事務局

大規模な改良届は想定していないが、相談があれば、3,000㎡未満の届出に準じて受付をする。ただし、詳細な追加資料の提出を求める予定です。

議長

…… 委員

(…… 委員)

圃場整備から外れた地区で、自己負担で3,000㎡以上をすることもある。現在は大型機械化しているので、もう少し大規模な面積、例えば5,000㎡ぐらいはできないのか。

議長

事務局

事務局

県内、全国の取扱いをみても3,000㎡未満で制定してありますので、まずはこの基準でスタートさせて

いただきたい。

議長

…… 委員

(…… 委員)

先日の総会で4, 000㎡の改良届を提出したので、3, 000㎡未満に準じた取扱いでなく、5, 000㎡未満とできないのか。

議長

事務局

事務局

国、県が示した基準で制定し、3, 000㎡を超えた事例が多い場合には、要綱を改正することで対応したい。

議長

…… 委員、よろしいですか。

(「了解」という発声)

議長

他にありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ、1番に記載のとおりで、田 1筆 148平方メートル、畑 3筆 914平方メートル、計 4筆 1,062平方メートルを寄附するための申請です。

譲受人の……は農業体験や実習を通し園児の農業に対する興味、好奇心、また持久力、忍耐力等、心身ともに健やかな育成を目的に取得するものであります。

これは農地法第3条第2項ただし書きに規定する不許可の例外に該当し、「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人が、権利を取得しようとする農地を、業務の運営に必要な施設の用に供すると認められるとき」は農地を取得することができるとされています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。
（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という発声）

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。
次に、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可処分の取消願の1番と第6号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は関連がありますので、一括して上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

まず、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可処分の取消願1番について説明します。
申請人は、議案集6ページ1番に記載のとおりで、畑 1筆 293平方メートルについて、平成……付け長崎県指令……号で、転用の許可を得ていましたが、計画が中止となったため、取り消したいとの申請です。
申請地を確認したところ、工事は行われておらず、現況は農地のままであります。
この取消後、新たな転用計画が第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番となります。
第6号議案1番の譲受人及び譲渡人は、議案集10ページ1番に記載のとおりで、申請地293平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。
申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。
被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願ひします。
…… 委員

（…… 委員）

第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は道路、東側及び南側は農地、西側は宅地となっております。
現状のまま利用し、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。
ただ今、説明がありましたが、第2号議案の1番、及び第6号議案の1番について、ご意見等はありませんか。
（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、まず、第2号議案の1番、許可処分の取消願を認めることでよろしいでしょうか。
（「異議なし」という発声）

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可処分の取消願の1番は認めることに決定し、県知事に送付いたします。
次に、第6号議案の1番について、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
（「異議なし」という発声）

議長

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。
次に、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番と第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は関連がありますので、一括して上程いたします。
本件及び次の案件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、…… 委員の退場を求めます。
（…… 委員 退場）

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

まず、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。
申請人は、議案集7ページ、1番に記載のとおりで、申請地 199平方メートルに、隣接する第6号議案

2番と共に、木造平屋建住宅及び倉庫・駐車場を建設したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地区域外で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

続きまして、第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集10ページ、2番に記載のとおりで、申請地 2, 327平方メートルを譲り受け、隣接する第3号議案1番と共に、木造平屋建住宅及び倉庫・駐車場を建設したいとの申請です。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

…… 委員

(…… 委員)

第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番及び第6号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は水路を挟んで宅地並びに農地、東側、南側及び西側は道路となっております。

現状のまま利用し、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の1番及び第6号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、まず、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第6号議案の2番について、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の2番と第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は関連がありますので、一括して上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

まず、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

申請人は、議案集7ページ、2番に記載のとおりで、申請地 547平方メートルに、隣接する第6号議案3番と共に、建設用資材置場として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地 区域外で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

続きまして、第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集10ページ、3番に記載のとおりで、申請地 641平方メートルを譲り受け、隣接する第3号議案2番と共に、建設用資材置場として利用したいとの申請です。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

…… 委員

(…… 委員)

第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の2番及び第6号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側、東側及び南側は道路、西側は山林となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の2番及び第6号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、まず、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第6号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

…… 委員の入場を求めます。
(…… 委員 入場)

議長

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番と第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は関連がありますので、一括して上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

まず、当初計画では、平成……付け長崎県指令……号で許可を得たが、転用面積を変更したいとの申請です。
また、隣接地の第6号議案の農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番とともに追加転用となります。
第6号議案4番の譲受人及び譲渡人は、議案集11ページ4番に記載のとおりで、申請地43平方メートルを譲り受け、第4号議案1番と共に宅地造成して分譲販売したいとの申請です。
申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。
被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
…… 委員

(…… 委員)

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番 及び第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側及び西側は転用予定の農地、東側は道路、南側は水路を挟んで農地となつ

ております。

現状のまま利用し、擁壁を設け、雨水は道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の1番及び第6号議案の4番について、ご意見等はありませんか。
（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
（「異議なし」という発声）

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第6号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願の1番と第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番は関連がありますので、一括して上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

まず、第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集9ページ1番に記載のとおりで、畑 2筆、387平方メートルについて、令和……付け長崎県指令……号により許可を得ていましたが、計画が中止となったため、取り消したいとの申請です。

申請地を確認したところ、工事は行われておらず、現況は農地のままでありました。

この取消後、新たな転用計画が第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番となります。

第6号議案5番の譲受人及び譲渡人は、議案集11ページ5番に記載のとおりで、申請地387平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

…… 委員

(…… 委員)

第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側、東側及び西側は宅地、南側は道路となっております。

現状のまま利用し、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第5号議案の1番、及び第6号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、まず、第5号議案の1番、許可処分の取消願を認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願の1番は認めることに決定し、県知事に送付いたします。

次に、第6号議案の5番について、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集11ページ、6番に記載のとおりで、申請地 290平方メートルを譲り受け、

既存住宅に増築して、木造平屋建住宅及び露天駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地ですが、3月下旬に除外予定です。農地の集団性は10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

…… 委員

(…… 委員)

第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側が里道を挟んで宅地、西側は農地となっております。

切土造成し、雨水は水路へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第6号議案の6番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案の6番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集11ページ、7番に記載のとおりで、申請地 826平方メートルを譲り受け、木造平屋建倉庫及び建設用資材置場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。
被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。
以上で説明を終わります。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
…… 委員

(…… 委員)

第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番について報告します。
申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は農地、南側は雑種地、西側は宅地及び農地となっております。
盛土造成し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。
ただ今、説明がありましたが、第6号議案の7番について、ご意見等はありませんか。
(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案の7番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。
次に、第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の8番を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の8番について説明します。
譲受人及び譲渡人は、議案集11ページ、8番に記載のとおりで、申請地 649平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。
申請地は農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地転用の不許可の例外「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続さ

れるもの」)に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

…… 委員

(…… 委員)

第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の8番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側及び西側は農地、東側は宅地、南側は道路となっております。

造成し、擁壁を設け、雨水は水路へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっております。問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第6号議案の8番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案の8番は許可相当と認めることよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の8番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の9番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の9番について説明します。

使用借人及び使用貸人は、議案集11ページ、9番に記載のとおりで、申請地 1, 278平方メートルを借り受け、木造2階建共同住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

…… 委員

(…… 委員)

第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の9番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側及び東側は道路、南側及び西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、防護柵を設け、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第6号議案の9番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案の9番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の9番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第7号議案、非農地証明願いの1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

まず、第7号議案、非農地証明願いの1番の訂正をお願いします。

議案集12ページ、1番、備考欄中「平成14年月日不詳頃」を「平成14年1月日不詳頃」に訂正をお願いします。

大変申し訳ありませんでした。

それでは、第7号議案、非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集12ページ、1番に記載のとおりで、平成14年1月日不詳頃から、資材置場及び露天駐車場として利用されております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

…… 委員

(…… 委員)

第7号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は道路、東側、南側及び西側は農地となっております。

現地を見ますと、駐車場用地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第7号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第7号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第7号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第7号議案、非農地証明願いの2番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、議案集12ページ、2番に記載のとおりで、昭和54年月日不詳頃から、隣接地と一体に宅地用地として利用されております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

…… 委員

(…… 委員)

第7号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側、東側及び西側は申請人の農地、南側は申請人の宅地となっております。現地を見ますと、住宅用地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第7号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第7号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第7号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第8号議案、「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)」について、上程いたします。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、……委員の退場を求めます。

(……委員退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第8号議案、「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)」について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、「農用地利用集積計画(案)」の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集13ページから18ページに記載のとおりで、

耕作権の新規設定 22件 55筆 65,787.72平方メートル

耕作権の再設定 7件 22筆 19,052平方メートル

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集19ページに記載のとおりで、3件3筆 2,871平方メートルです。

合計 32件 80筆 87,710.72平方メートルです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。
(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第8号議案を承認することに決定してよろしいでしょうか。
(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第8号議案、「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)」を承認することに決定いたします。
…… 委員の入場を求めます。
(…… 委員 入場)

議長

次に、第9号議案、「農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)」について上程します。
本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、
…… 委員の退場を求めます。
(…… 委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第9号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について説明します。
議案集の20から21ページをご覧ください。
この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、49筆、59,262.72平方メートルの農地について、島原市から「農用地利用配分計画(案)」の意見聴取の依頼がありました。
別添③ 添付資料の1ページを併せてご覧ください。
農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)の受け手の詳細について、記載をしております。
農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、10名の方全員、すべての許可要件を満たしております。
以上で説明を終わります。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。
(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第9号議案は、「問題なし」ということで市に回答してよろしいでしょうか。
(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第9号議案、「農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)」は「問題なし」ということで市に回答することに決定いたします。

…… 委員の入場を求めます。

(…… 委員 入場)

議長

以上で、第22回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第22回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時55分閉会